

会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四局農林水産検査第三課の事務分掌事項欄中「農林水産省生産局畜産部」を「農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び動物衛生課並びに畜産局、動物検疫所、動物医薬品検査所」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後			改正前		
別表（第八条、第九条関係）			別表（第八条、第九条関係）		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第四局	(略)	(略)	第四局	(同左)	(同左)
	農林水産検査第三課	<u>農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び動物衛生課並びに畜産局、動物検疫所、動物医薬品検査所、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構並びに独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務</u>		農林水産検査第三課	<u>農林水産省生産局畜産部、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務</u>
	(略)	(略)		(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)